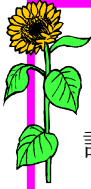




いよいよ二学期、運動会・社会見学など学校行事が目白押しで慌ただしい時期です。稲穂も色づき初め穫り入れももうすぐです。日暮れになると虫の声も聞こえます。でも連日の残暑で体力の消耗には気をつけたいものです。夏ばてにならないよう健康管理に注意しましょう。

事後確認点検作業始まる



諸手当実地検査無事終了!

県教委による扶養・住居・通勤手当の認定にかかわる実地検査を、8月27日に受けました。認定誤りは1件もなく、認定時の手当支給は万全でした。

しかし、手当については認定後、条件の変更があることもあり、年に1度は事後確認をおこない点検をすることになっています。

現在、給与担当を中心に、点検作業をおこなっています。認定条件の変更で、手当認定時と異なる時は速やかに申し出てください。

証拠書類の不備なものがいくつかあります。今後、連絡があれば再度必要書類を準備下さい。証拠書類については、「何を証明するために、必要なのか」を考えて、証拠部分が漏れないように注意して下さい。

遊園地・映画館等 何処かに出かけた時は、お忘れなく



学校の夏休みを終え、皆様も夏期休暇等を利用してリフレッシュされたことと思います。旅行やスポーツ・レジャーを楽しまれたことでしょう。そんな時、三重県公立学校職員互助会の「文化・スポーツ・レジャー宿泊施設利用補助」が利用できますよ！今年度は補助額が12,000円に増えました。領収書等を添付して請求しましょう。

亀山市学校事務センターでは、共済組合や互助会への給付請求等の書類は随時集約しています。書類の準備ができましたら、個人で送付されてもかまいませんが、お急ぎでなければ、事務センターからまとめて送付します。



旅費の日当?



用語あれこれ

旅費の日当は、遠くの場所で長時間仕事をするから、つくの? **いいえ!**

「日当」とは、一般には <1日あたりの給金、日給 (国語辞典より)>を指す場合が多いのですが、旅費における「日当」は違います。

職員等の旅費に関する条例第19条により、「**日当**は、目的地の地域(市町村単位)内を巡回するための交通費(鉄道賃、バス、地下鉄代等)や所属所等への通信連絡費等を賄うための**旅費**である」とあり、**旅費の一部**なのです。従って日当の額や支給の有無は『旅行方法や時間帯、旅行先、距離等』によって定額が決められています。

(例) ①

亀山からJRで津市へ行き、津市内のみでバス等で移動するバス代は、日当定額(550円)を超えた分だけ旅費として追加支給されます。



②

亀山市内での遠足や社会見学等でバスやJRを利用した時、その交通費は行程16Km以上で3時間以上の業務の時、日当定額(550円)を超えた分だけ旅費として追加支給されます。交通費が550円以下の時は、550円のみでの支給です。但し、日当要件を満たさない時は、交通費実費が支給されます。